平成２４年（フ）第５０４号
北九州市八幡東区帆柱１丁目９番22号
破産者　橋本　勝美
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９号
佐賀県武雄市橘町大字片白355番地
破産者　孫城　憲雄
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５８８７号
奈良県橿原市西池尻町38番地の51
破産者　田井中晴明
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００６号
大阪市生野区生野東４丁目１番９―802号
破産者　焼肉丸善こと渡辺勝弘こと　呉　勝弘
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０２号
大阪府枚方市北山１丁目23番36号
破産者　川端　義章
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９２号
大阪府豊中市上野西４丁目７番16―114号
破産者　松本建設こと白井明こと松本明こと松本卓也こと　白　　明
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９３号
大阪府豊中市上野西４丁目７番16―114号
破産者　松本浅子こと　夏　　浅子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４号
大阪府藤井寺市沢田１丁目21番５号
破産者　桂　　紀子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
堺市南区槇塚台４丁２番14号、前住所堺市南区三原台２丁６番３―414号
破産者　筒井　義子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
堺市北区百舌鳥梅町１丁16番地３　リヴェール壱番館202号
破産者　土井　由子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番２―504号
破産者　福村　禎晃
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
兵庫県伊丹市山田５丁目14番11号
破産者　真﨑　光雄
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県小野市粟生町1842番地　４号棟101号室
破産者　下田　洋子
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１６３号
茨城県水戸市浜田２丁目４番16号浜田第１コーポ203号
破産者　大山　敦夫
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市津久井３丁目14番37号
破産者　石渡　敏彦
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目11番地
破産者　小野　元子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４３号
石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ81番地
破産者　元谷　秀行
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４６号
宮崎市南方町垣下463番地２
破産者　村田　幸子
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係